

第24回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年12月2日（火）午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之
欠席議員	
事務局職員	議会事務局長 山田 恒志 稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 皆様には、大変お忙しい中、出席していただきましてありがとうございます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、今後の全員協議会や定例議会等の百条委員会の委員長報告につきましては、その内容を委員長に一任していただけないかと思いまして、委員の皆様にお諮りをいたします。いかがでしょうか。御意見があればお願ひをいたします。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございます。異議なしの声が上がりましたので、今後の委員長報告につきましては委員長に御一任いただくということに決定をいたします。

この件につきましては以上で終わります。

それでは、本日の議事に入ります。(1) 税務署の回答について、まず税務署の回答について、昨日、税務署の回答をいただきに行ってはいますので、白根副委員長、御報告をお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 かけての担当職員に尋問した際に、税のことに関して税務署に相談していないとのことでしたので、10月10日に久留米税務署のほうに質問、かけての税処理について質問い合わせました。回答は後日ということにして、昨日12月1日ですが、久留米税務署のほうから回答をいただきました。

税務署からは一般論としてお答えいただきましたが、前例のない異例なケースとして説明を受けました。税務署から税法に関する資料をいただきましたので、皆さんにお配りしているかと思いますが、今後委員会の調査で活用してまいりたいと思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。この件につきましては、後日、佐藤税理士と一緒に勉強会を開き、レクチャーを願いたいというふうに考えております。この件につきましては、以上で終わりといたします。

(2) 資料の請求についてでございます。今回の百条委員会の勉強会で不明な点がありましたので、数点記録の提出を求めたいと思います。

まずは、町が専門委員として馬場氏を雇っておりますが、先日、契約書の提出を執行部に求めましたところ、契約は交わさず委任状を渡したことだったので、その委任状のコピーを請求しようというふうに考えております。併せて、2025年の4月から11月までの、専門委員としての業務内容について、どのような立場でどのような仕事をされたのか、これを文書で回答していました

だきたいと考えますが、いかがでしょうか、御意見を求めます。御意見ございませんでしょうか。
よろしくお願いします。

(なし)

○古賀世章委員長 それではお諮りします。今、申し上げた記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、12月9日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお正当な理由がなく記録を提出しない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

続きまして、現在、大刀洗マルシェかてての調査をしておりますが、昨年の経理や業務と本年度から大刀洗町地域経済活性化協議会に変更した現在の経理や業務について比較をしたいというふうに考えております。そのため、現在の大刀洗町地域経済活性化協議会での令和7年4月から9月、つまり上半期の通帳と帳簿等の経理書類につきましてコピーしたものの一式を請求しようと考えておりますが、いかがでしょうか。御意見を求めます。御意見ございませんでしょうか。よろしくお願いをいたします。

(なし)

○古賀世章委員長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま申し上げた記録につきまして、執行部に対し地方自治法第100条第1項に基づき、12月9日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定によりまして6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。この件につきましては、以上で終わります。

(3) その他でございますが、その他で何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それではないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会といたします。皆さんお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後1時38分閉会)